

青梅地区防災計画

平成25年2月
青梅地区防災対策委員会

計 画 の 構 成

第 1 部 総則

第 2 部 災害予防計画

第 3 部 震災応急対策計画

第 4 部 風水害応急対策計画

第1部 総 則

1 計画の方針

(1) 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）の規定及び青梅市地域防災計画に基づき、青梅地区防災対策委員会が災害予防、災害応急対策を実施することにより、地域住民の生命、身体および財産を災害から守ることを目的とする。

(2) 計画の前提

この計画は、平成 23 年 3 月 11 日に発生した「東日本大震災」（東北地方太平洋沖地震）および近年発生した土砂災害などの教訓を反映させたものとする。

(3) 計画の修正

この計画は毎年検討を加え、青梅市災害予防計画その他必要があると認める場合はこれを修正する。

2 災害対策本部の設置

青梅市で震度 5（強）以上の地震が観測された場合、または東海地震に関する「警戒宣言」が発せられた場合には、青梅市民センター内に「青梅地区自主防災組織災害対策本部（以下、本部という。）」を設置する。

風水害にあつては、最大 1 時間降水量が 100 mm、または 24 時間降水量が 300 mmを超えた場合に本部を設ける。

段階	本部の設置	本部の役割	本部の構成
警戒体制	- 震度 5（強）以上の地震が観測された場合。 - 東海地震に関する「警戒宣言」が発せられた場合。 - 最大 1 時間降水量が 100 mm、または 24 時間降水量が 300 mmを超えた場合。	- 被害情報の収集 - 情報連絡	支会長 副支会長 消防団第 1 分団長 青梅市民センター 所長
非常体制	震度 6（弱）以上の地震が観測された場合。	- 被害情報の収集 - 情報連絡 - 避難所の運営等	支会長、副支会長 消防団、まとい会 交通安全協会 民生児童委員 青梅市民センター 所長

3 関係団体の業務大綱

関係機関・組織	業務の大綱
青梅市民センター	・ 青梅市災害対策本部との連絡調整に関すること。 ・ 管内の被害に関する情報の収集、伝達に関すること。 ・ 災害時要援護者支援に関すること。
青梅地区防災対策委員会	・ 青梅地区防災対策委員会の運営に関すること。 ・ 被害に関する情報の収集、伝達に関すること。 ・ 各自治会との情報連絡に関すること。 ・ 災害時要援護者支援に関すること。 ・ 避難所の開設および運営に関すること。
消防団第1分団	・ 水害、火災の防御に関すること。 ・ 人命の救助および救護に関すること。 ・ 避難勧告等の伝達および避難誘導に関すること。 ・ その他消防および水防に関すること。
まとい会青梅支部	・ 被害状況の収集および応急措置に関すること。 ・ 消防団員の活動に対する支援に関すること。
交通安全協会第1支部	・ 交通の誘導の補助に関すること。 ・ 住民の避難・誘導に関すること。
民生・児童委員	・ 災害時要援護者の支援に関すること。 ・ 高齢者や障害者の安否確認に関すること。
女性防火防災の会	・ 避難所の開設・運営に関すること。 ・ 避難民に対する炊き出しに関すること。

第2部 災害予防計画

1 自主防災組織（青梅地区防災対策委員会）の役割

青梅地区自主防災組織の主な役割は次のとおり。

- （1）防災に関する知識の普及、出火防止の徹底
- （2）初期消火、救出・救護、避難等の各種訓練実施
- （3）地域内の災害時要援護者の把握、災害時の支援体制の整備
- （4）行政との連携・協力

2 家庭でできる防災対策

いざという時にあわてず行動できるよう、普段から、家族や隣近所で次の点について話し合っておくことが大切である。

- (1) 家族で安全な避難場所を決めておく。
- (2) 電話が使えないことを想定して緊急時の連絡方法を複数決めておく。
- (3) 普段の役割として、非常持ち出し品、防災用品、医療品の準備・点検を誰がするか決めておく。
- (4) 家の中及び屋外の防災チェック。

また、地震による家具類の転倒や落下を防止することは、負傷者を減少させ、地震後の出火防止や地域での救出・救護活動の迅速化につながることから、家具等の転倒防止対策の推進を図る。

3 防災訓練の参加

地域住民、自主防災組織等の緊密な協力体制を確立するとともに、防災意識の高揚を図るため、防災訓練に積極的な参加を促すとともに内容の充実を図る。

4 災害時要援護者支援の推進

地震や風水害などの災害発生時には、隣近所や地域住民等の助け合いが最も重要となる。このため、青梅市では災害発生時に自力で避難行動を行えない高齢者や障害のある方の安否確認、避難誘導を行うため支援制度を設けて登録を行っている。

青梅地区においても、登録者に対し普段からの見守り、安否確認などの支援を通じて、地域で助けあう支援体制づくりを推進する。

5 災害対策用物資の備蓄

青梅地区（森下）防災倉庫備蓄状況

（平成24年4月現在）

品 名	数 量	品 名	数 量
カンパン	2, 240食	土のう袋	1, 100袋
アルファ米	800食	解 縄	4, 300m
おかゆ	200食	パイル	90本
毛 布	180枚	鉄 線	700kg
防災シート	80枚	スコップ	20丁
一輪車	1台	つるはし	17丁

第3部 震災応急対策計画

1 応急活動体制

(1) 災害対策本部の設置

青梅市で「震度5強」以上の地震が観測された場合、または東海地震に関する「警戒宣言」発せられた場合には、青梅市民センター内に「青梅地区災害対策本部（以下、本部という。）」を設置する。

本部を設置した場合には、青梅市災害対策本部（市役所）にその旨を連絡する。

なお、地震に関する本部の設置については、原則として連絡を待つことなく自主的に市民センターに参集する。

(2) 本部の活動

本部は、青梅地区内の被害状況等の収集に努めるとともに、必要に応じて避難所の開設を行う。

また、青梅市災害対策本部との連絡・調整を行い、必要に応じて本部に人的派遣要請および食糧等の物資の要請等を行う。

(3) 本部の廃止

地震による災害発生のおそれなくなった場合、または、発生した災害・応急対策が概ね終了したと認められる場合は本部を廃止する。

本部を廃止した場合には、青梅市災害対策本部にその旨を連絡する。

(4) 情報連絡体制

災害時等の円滑な情報連絡を図るため、本部は、有線電話、携帯電話、青梅市防災行政無線（移動系）の活用および口頭により被害等の情報収集に努めるとともに、各自治会に情報連絡担当を置く。また、必要に応じて消防団無線の活用およびアマチュア無線協会に協力を要請する。

2 避難計画

(1) 避難所等の開設場所

災害時の避難所および避難場所は青梅市地域防災計画で定められている。青梅地区の指定場所は、次のとおりである。なお、天ヶ瀬体育館については、青梅市地域防災計画では、避難場所と位置付けているが、本防災計画においては、避難所に準じた扱いを想定している。

避難場所の名称	うち 避難所併設	非難対象地区
都立青梅総合高校(旧都立農林高校)	○	勝沼１・３丁目、西分町
市立第四小学校	○	勝沼２丁目
市立第一小学校	○	住江町、本町、仲町、上町
永山公園グラウンド		
天ヶ瀬体育館		天ヶ瀬町、滝ノ上町、大柳町
天ヶ瀬運動広場		
市立第一中学校	○	森下町、裏宿町
日向和田２丁目児童公園		日向和田

※ 避難所とは、大規模な災害が発生し、自宅での生活が困難になった被災者の一時的な生活を確保するための施設をいう。

※ 避難対象地区は町丁目単位で記載しているが、あくまでも目安である。非難時には、安全を確認しながら最寄りの避難所に避難する。

(2) 避難所の運営

避難所の管理・運営については、自治会役員並びに関係機関等が連携して行う。

なお、避難所の運営においては、男女共同参画の観点から男女のニーズの違いなど男女双方の視点に配慮し、可能な限りプライバシーの確保に努める。

第4部 風水害応急対策計画

1 応急活動体制

(1) 災害対策本部の設置

次の場合に、青梅市民センター内に「青梅地区災害対策本部」を設置する。本部を設置した場合には、青梅市災害対策本部（市役所）にその旨を連絡する。

(ア) 最大１時間降水量が１００mmを超えた場合、または２４時間降水量が３００mmを超えた場合。

(イ) 青梅市に「土砂災害警戒情報」が発表された場合

(2) 本部の活動

本部は、青梅地区内の被害状況の収集に努めるとともに、必要に応じて避難所の開設を行う。

青梅市災害対策本部（市役所）との連絡・調整を行い、必要に応じて本部に人的派遣要請および食糧等の物資の要請等を行う。

(3) 各自治会の活動

風水害により自治会管内で大きな被害が発生した場合、および発生するおそれがある場合は自治会館等に「自治会本部」を設置する。

自治会本部を設置した場合には、青梅地区災害対策本部（青梅市民センター）へ、その旨を連絡する。

自治会本部は、自治会管内の被害状況の収集に努めるとともに、青梅地区災害対策本部との連絡・調整を行う。自治会本部を廃止した場合には、青梅地区災害対策本部へその旨を連絡する。

2 避難計画

(1) 避難情報

災害による被害が発生することが予想される場合、市長は「避難勧告」または「避難指示」を発令する。また、「自らの身を守る」ため、早めに避難することが重要である。

(2) 避難基準

大雨警報が発令され、河川の氾濫等により人命に危険な状況が予測される場合、避難を行う。土砂災害については、原則、気象庁と東京都が合同で発表する「土砂災害警戒情報」が発表され、最大1時間降水量が100mmまたは24時間降水量が300mmを超えた場合、「土砂災害特別警戒区域」に指定されている区域の居住者は自主的に避難する。また、土砂災害の前兆現象（斜面に亀裂、小石が斜面からぱらぱら落ちるなど）等に気づいた場合、直ちに安全な場所に自主的に避難を行う。

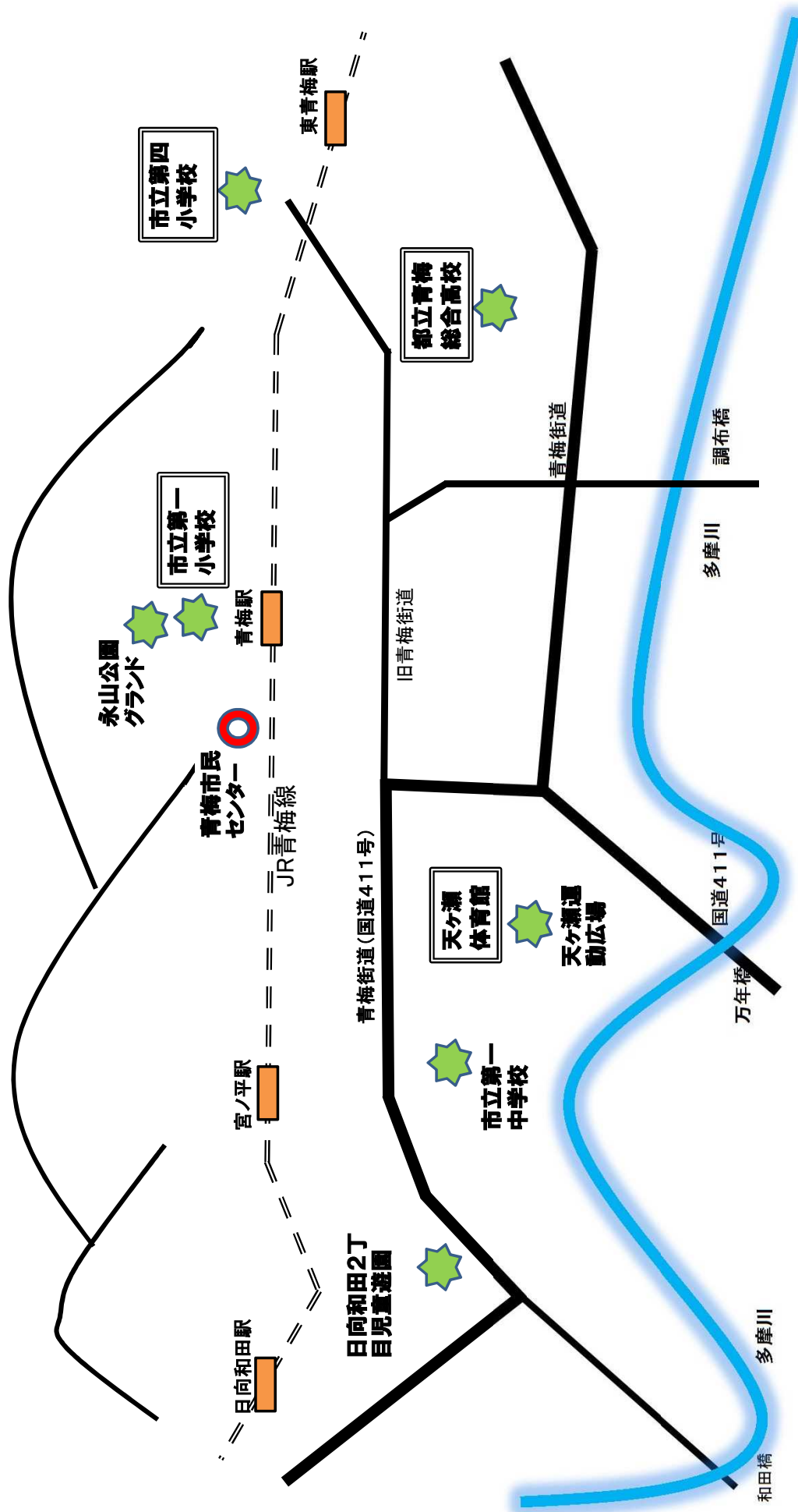
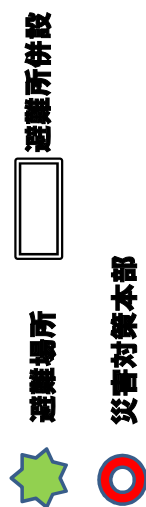
(3) 避難所（避難場所）の開設場所

風水害時の避難所（避難場所）は原則として、地元自治会館とする。ただし、土砂災害により被害を受ける恐れがある自治会館は、土砂災害に対する安全対策が講じられるまでは、他の場所とすることが望ましい。

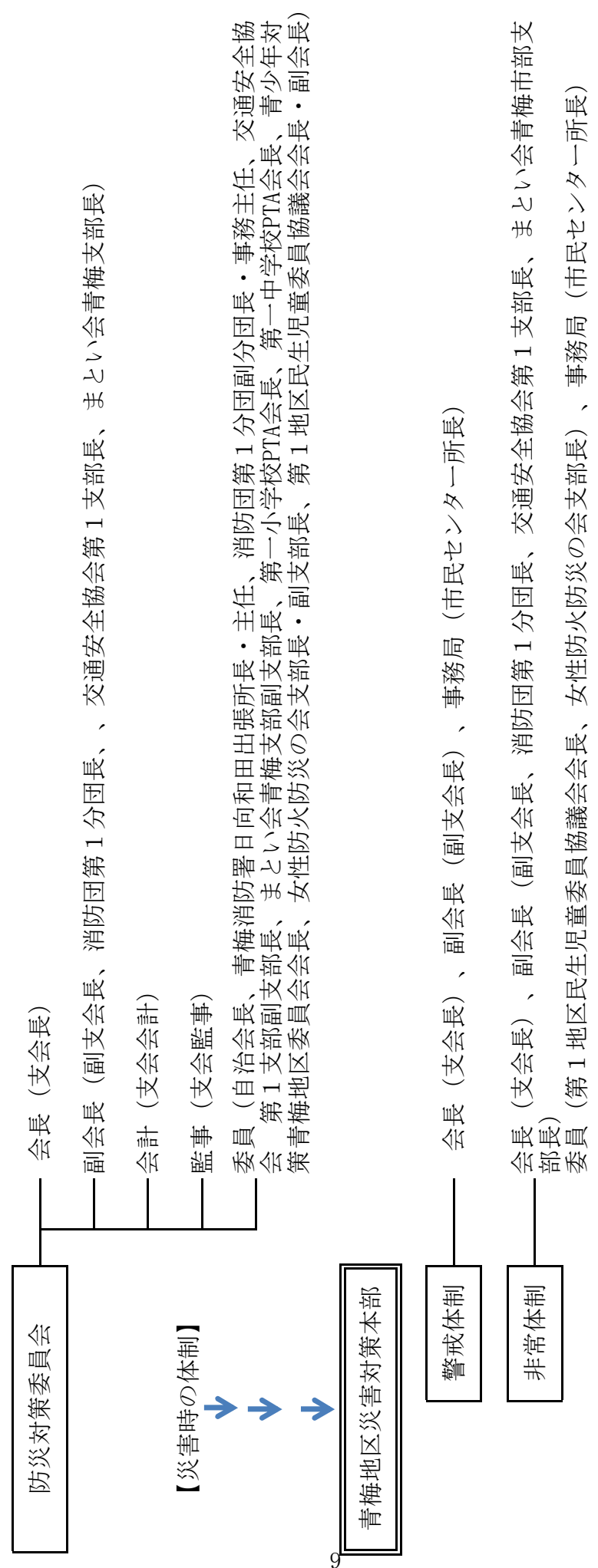
平成25年2月15日

避難場所、避難所

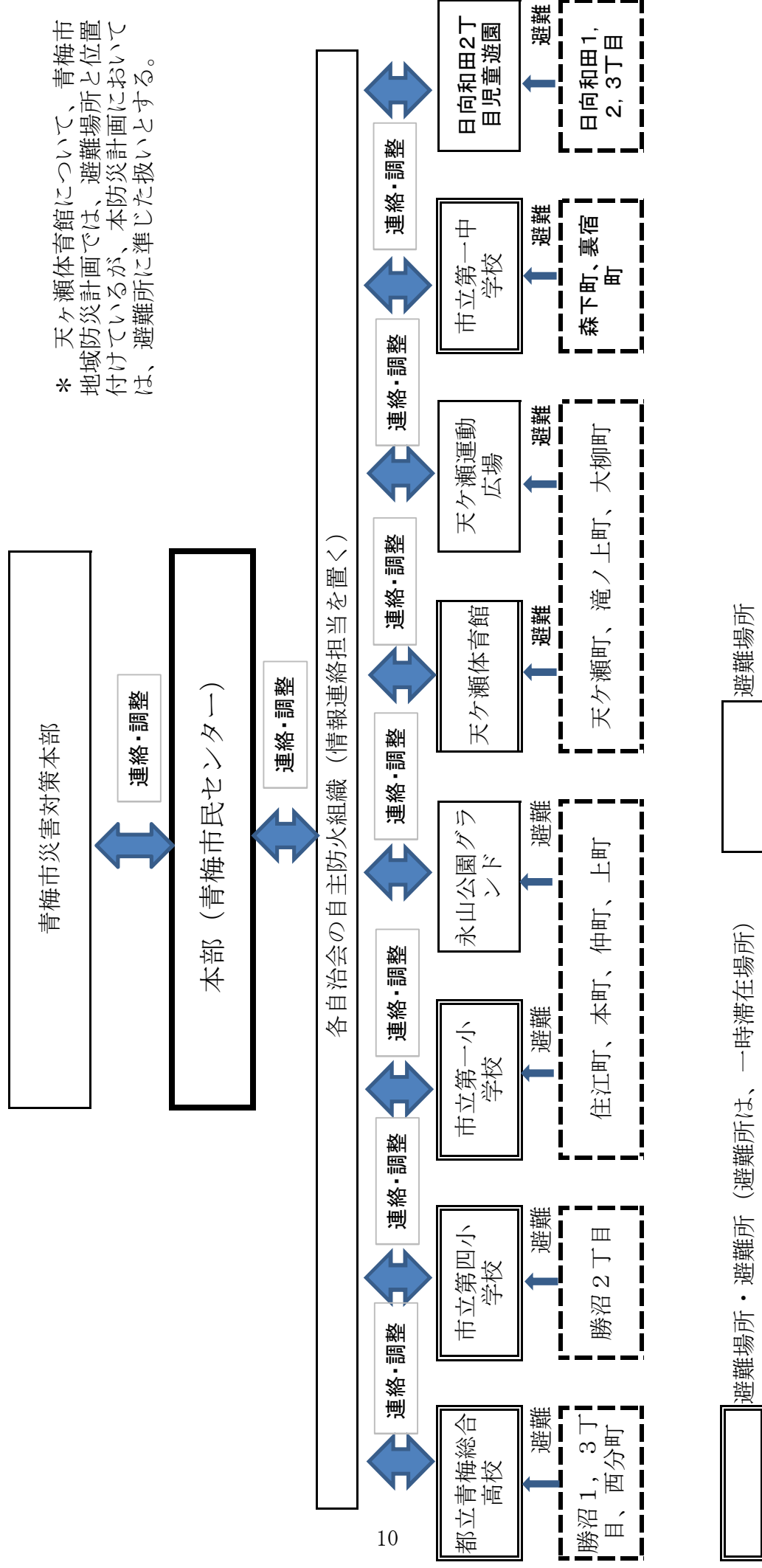
青梅地区防災計画



青梅地区防災対策委員会組織図



災害時の連絡調整体制



避難対象地区(あくまでも目安)

震度と揺れ等の状況(概要)

0  【震度0】 人は揺れを感じない。	1  【震度1】 屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	2  【震度2】 屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。	3  【震度3】 屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。
4  【震度4】 ●ほとんどの人が驚く。 ●電灯などのつり下げ物は大きく揺れる。 ●座りの悪い置物が、倒れることがある。	6弱   耐震性が高い  耐震性が低い		【震度6弱】 ●立っていることが困難になる。 ●固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。 ●壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。 ●耐震性の低い木造建物は、瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。
5弱  【震度5弱】 ●大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。 ●棚にある食器類や本が落ちることがある。 ●固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	6強   耐震性が高い  耐震性が低い		【震度6強】 ●はわないと動くことができない。飛ばされることもある。 ●固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが増える。 ●耐震性の低い木造建物は、傾くものや、倒れるものが増える。 ●大きな地割れが生じたり、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある。
5強  【震度5強】 ●物につかまらないうと歩くことが難しい。 ●棚にある食器類や本で落ちるものが増える。 ●固定していない家具が倒れることがある。 ●補強されていないブロック壁が崩れることがある。	7   耐震性が高い  耐震性が低い		【震度7】 ●耐震性の低い木造建物は、傾くものや、倒れるものがさらに増える。 ●耐震性の高い木造建物でも、まれに傾くことがある。 ●耐震性の低い鉄筋コンクリート造の建物では、倒れるものが増える。

地震が起きたら

あわてず、まず身の安全を!!

緊急地震速報を見聞きしたら

- 頭を保護し、丈夫な机の下など安全な場所に避難
- あわてて外に飛び出さない(落下物や車が危険)
- 揺れがおさまってから、あわてず火の始末
- あわてた行動、けがのもと

- 運転中は、ハザードランプを点灯し、緩やかに減速
- 近づく、門や塀、自動販売機やビルのそば
- 海岸でぐらっときたら高台へ

家屋の耐震化や家具の固定など、日頃から地震に備えましょう!!



国土交通省 気象庁

〒100-8122 東京都千代田区大手町1-3-4 電話: (03) 3212-8341 (代表)
ホームページアドレス <http://www.jma.go.jp/>

平成21年3月31日

集中豪雨への対応

短時間のうちに狭い地域に集中して降る雨、「集中豪雨」は突発的に降ることが多く、予測は比較的困難です。

中河川の氾濫や、土砂崩れやがけ崩れなど、大きな被害を生むことがあり、がけの付近や丘陵の造成地、扇状地、レジャーなどで山間部の河川にいる場合は、気象情報などに十分注意が必要です。

■1時間の雨量と災害発生状況

1時間の雨量	予測用語	影響
10～20mm	やや強い雨	地面一面に水溜りができる。
20～30mm	強い雨	かさをさしていても濡れる。側溝や下水、小さな川があふれる。
30～50mm	激しい雨	車で高速走行時、ブレーキが利かなくなる。
50～80mm	非常に激しい雨	かさはまったく役に立たない。車の運転は危険。地下に雨水が流れ込む。
80mm 以上	猛烈な雨	大規模な災害が発生するおそれ強い。

土砂災害への対応

土砂災害と雨量の間には、密接な関係があります。地中に染み込んでいる水の量が多いほど、また短時間に集中して降るほど、発生する数や規模が増えます。

地域によっては異なりますが、1時間に20mm以上、または降り始めからの雨量が100mm以上の雨が続いたら、土砂災害の危険が高いとされています。

雨があがった後で災害が起こることもありますので、十分な注意・警戒が必要です。

**土砂災害警戒情報は、どのような時に発表するものですか？**

土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生の危険度が高まった時に、市町村長が避難勧告等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう、都道府県と気象庁が共同で発表する防災情報です。